

令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

市税につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。伊那市内に償却資産を所有されている方（事業用として他者に賃貸しているものを含む。）は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。

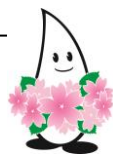
つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、期限内に提出してください。

提出期限 令和6年1月31日（水）

提出期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、
1月12日（金）までに提出いただきますよう御協力をお願いします。

■申告に関する注意事項

- 1 **該当資産がない場合や資産の変更がない場合**でも、申告書は必ず提出してください。
- 2 耐用年数が過ぎた償却済資産であっても、現に事業の用に供している場合や、いつでも事業の用に供することができる状態である資産は、申告が必要です。
- 3 申告書を郵送で提出される方で、控用に受付印が必要な場合は、切手を貼付し返信先を明記した封筒を必ず同封してください。
- 4 正当な理由なく申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385、386条及び伊那市税条例第75条の規定により、過料等の罰則を科されることがあります。



伊那市公式ホームページ

<<https://www.inacity.jp>>

申告書等の各様式は、ホームページからもダウンロードできます。

[トップページ](#) > [くらし・行政](#) > [くらしの情報](#) > [税金](#) > [固定資産税](#) > [償却資産の申告について](#)



目次

1 償却資産とは

- (1) 償却資産とは 1
- (2) 償却資産の種類と具体例 1
- (3) 償却資産と家屋の区分 1

2 償却資産の申告について

- (1) 申告していただく方 3
- (2) 申告書類及び記入事項 3
- (3) 申告書等の提出先及び提出期限 4
- (4) 申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産 4
- (5) 業種別の主な償却資産の例示と耐用年数 6
- (6) 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載について 7

3 税額等の算出方法について 8

4 その他

- (1) 非課税・課税標準の特例・減免等 9
- (2) 実地調査について 9

5 申告書等の記入方法

- (1-1) 償却資産申告書の記入方法 11
- (1-2) 異動がない場合の償却資産申告書の記入方法 12
- (1-3) 廃業・解散した場合の償却資産申告書の記入方法 13
- (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法 14
- (3) 種類別明細書（減少資産用）の記入方法 15

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

例えば、会社や個人で行っている事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等がその対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産
1 構築物	構築物	アスファルト舗装、外構、井戸、塀、看板、広告塔、植栽、緑化施設、簡易間仕切り、簡易プレハブ 等
	建物附属設備	生産事業用給排水設備及びガス設備、受変電設備、屋外給排水設備、屋外照明設備 等 (「1-(3) 償却資産と家屋の区分」を参照してください。)
2	機械及び装置	原動機械、工作機械、製造機械、印刷機械、冷凍設備、食品加工設備、その他物品製造・加工・修理用機械装置、ボイラー、機械式駐車設備、作業用大型特殊自動車 等
3	船舶	モーターボート、漁船、作業船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	台車、構内運搬具、動力運搬車、除雪機、運搬用大型特殊自動車 等 (「2-(4) 申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産」を参照してください。)
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、応接セット、金庫、テレビ、エアコン、パソコン、コピー機、冷蔵庫、ちゅう房器具、自動販売機、陳列棚、測定工具、取付工具、医療機器、娯楽用器具、理容・美容機器 等

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備等が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋から独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、機器類の移動・転倒を防止する程度に家屋へ取り付けられたものは、償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等[※]が取り付けした事業用の内装、造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

※「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

◇償却資産と家屋の区分表（主な設備等の例示）

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備 受変電設備（配線等含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線・配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線・配管
火災報知装置	屋外の装置（配線含む）	屋内の装置（配線含む）
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線含む）	
避雷・換気・衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	取り外し可能な設備	左記以外の設備
給湯設備	局所式給湯設備 （電気温水器・湯沸器用）	中央式給湯設備、 左記以外の局所式給湯設備 （ユニットバス用、床暖房用等）
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管含む）、 屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）、 特定の生産又は業務用設備	天井埋め込み（ビルトイン）式エアコン
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（百貨 店、旅館、飲食店、病院等）、寮・社員食堂 の厨房設備	左記以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、 垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、 エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達するもの
その他の設備等	洗濯設備、冷凍倉庫における冷凍設備、 ろ過装置、LAN設備、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、カーテン・ブラインド 等	
外構工事	アスファルト舗装・門・塀・植栽 等	
太陽光発電設備	ソーラーパネル（建材一体型は除く） 発電設備一式	建材一体型ソーラーパネル

※一般的な区分であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。判断が困難な場合は担当までお問い合わせください。

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、伊那市内に償却資産を所有する法人又は個人。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他者に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、売主に所有権が留保されている資産は原則として買主の方

※ 償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書類及び記入事項

		申告していただく資産	提出書類・様式			
			償却資産申告書		種類別明細書	
			第26号様式	増加資産 全資産用	減少 資産用	
初めて 申告される方 (一般方式)	該当資産が ある場合	令和6年1月1日 現在において 市内に所有する 全ての償却資産	○ (p.11)	○ (p.14)		
	該当資産が ない場合		○ (p.11) 備考欄に「該当資産なし」と 記入してください。			
昨年度に 引き続いて 申告される方 (一般方式)	資産に増減 がある場合	令和5年1月2日から 令和6年1月1日までの間に 増加又は減少した償却資産	○ (p.11)	○ (p.14)	○ (p.15)	
	資産に増減 のない場合		○ (p.12) 備考欄の『償却資産の増加』と 『償却資産の減少』の 「なし」に○をしてください。			
	廃業・解散等 された場合	令和5年1月2日から 令和6年1月1日までの間に 減少した償却資産	○ (p.13)		○ (p.15)	
電算処理方式により 申告される方 (eLTAXによる申告を含む)		令和6年1月1日現在伊那市内に所有する全資産について申告してください。 また、増加分、減少分についてもそれぞれの明細書を提出してください。				

★eLTAX(エルタックス 地方税ポータルシステム)による償却資産の申告が御利用できます。

詳しい利用方法等につきましては、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(3) 申告書等の提出先及び提出期限

<<提出先>> 〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地
 伊那市役所 市民生活部 税務課 資産税係 償却資産担当
 TEL : 0265-78-4111(内線 2241・2242・2243・2244) FAX : 0265-74-1251

<<提出期限>> 令和6年1月31日(水)

※ 提出期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、1月12日(金)までに提出いただきますよう御協力をお願いします。

(4) 申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産

償却資産の対象＝○ 償却資産の対象外＝×

区分	判定	備考
耐用年数が1年未満の資産	×	個別に減価償却しているものは対象
償却済資産(耐用年数が経過した資産)	○	
建設仮勘定	○	
簿外資産(帳簿等に記載されていない資産)	○	本来は減価償却できるもの
遊休・未稼働資産	○	使用可能なもの
繰延資産	×	
所有権留保付売買資産	売主	×
	買主	○
所有権移転外リース資産	貸主	○
	借主	×
所有権移転リース資産	貸主	×
	借主	○
改良費(資本的支出)	○	本体とは別に申告が必要
福利厚生のために供するもの	○	
自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車、原動機付自転車、自動二輪及び小型特殊自動車	×	
道路運送車両法上の大型特殊自動車 (小型特殊自動車に当てはまらない大型のもの) (ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」、「9」「90～99及び900～999」)	○	①自動車の長さ 4.7mを超えるもの ②自動車の幅 1.7mを超えるもの ③自動車の高さ 2.8mを超えるもの ④最高速度 15km/hを超えるもの 上記①～④のいずれかに当てはまるもの
農耕作業用自動車で、最高速度 35km/h 以上のもの	○	
建物(住宅、店舗、工場、事務所等で家屋評価対象のもの)	×	簡単に移動可能な簡易プレハブハウスやカーポート等は対象
無形固定資産	×	電話加入権、ソフトウェア、漁業権、水利権、特許権、商標権、営業権 等
販売用の商品、棚卸資産	×	
牛、馬等の生物及び果樹	×	観賞用、興業用のものは対象

※令和3年度から、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たすけん引式農作業機は、償却資産ではなく自動車として課税されます。

◇少額資産の取扱いについて

地方税法上の「少額資産」にあたり、償却資産の申告の必要がないものは次の①から③までの資産です。

- ① 取得価額 10 万円未満の資産のうち、一時に損金に算入された資産
 - ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち、3年間で一括償却した資産
 - ③ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、取得価額が 20 万円未満の資産
- 下記④、⑤に該当する資産は、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。**
- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産(法人税・所得税法上は損金算入できますが、固定資産税(償却資産)においては適用されません。)
 - ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時に損金算入 (*1) (*5)	申告対象外			
3年一括償却 (*2) (*5)	申告対象外			
リース資産(ファイナンスリース)	申告対象外		申告対象	
中小企業特例 (*3)	申告対象			
個別減価償却 (*4)	申告対象			

(*1) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条の規定によるもの。

(*2) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項の規定によるもの。

(*3) 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の規定によるもの。

(*4) 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(*5) 令和 4 年 4 月 1 日以降に取得し、貸付け(主要な事業として行われるもの(法人税基本通達 7-1-11 の 3 又は所得税基本通達 49-39 の 3 の規定によるもの)を除く。)の用に供するものは除く。

◇国税の取扱いと主な違い

国税(法人税・所得税)と地方税(固定資産税(償却資産))では取扱いが異なる点があります。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)制度	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として『固定資産評価基準』 *に定める減価率	建物以外の一般の資産は、 定率法、定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	認めていない	認めている
特別償却、割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費	区分評価 (本体と改良費を分けて評価)	原則、区分評価 (一部合算も可)
中小企業の 少額減価償却資産の特例	認めていない	認めている

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

(5) 業種別の主な償却資産の例示と耐用年数

事業種別	償却資産	耐用年数
共通	コンクリート舗装	15
	アスファルト舗装	10
	レジスタ、自動販売機、コピー機	5
	簡易間仕切り、店頭看板、ネオンサイン	3
	ルームエアコン、備え付けの冷凍・冷蔵庫	6
	太陽光発電設備	17
製造業	受変電設備、給排水又は衛生設備及びガス設備	15
	金属加工機械製造設備	10
印刷業	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
飲食業、小売業	冷凍・冷蔵機器、冷凍・冷蔵機付きの陳列ケース	6
	調理台	5
	陶磁器・ガラス製のちゅう房用品又は食器類	2
理容・美容業	美容機器(スタイリングチェア、シャンプー台等)	5
医療・歯科業	血液透析・血漿交換用機器、歯科診療用ユニット	7
	調剤機器、光学検査機器(ファイバースコープ)	6
	手術機器	5
	消毒殺菌用機器	4
不動産貸付業	緑化施設(工場緑化施設に含まれるものを除く)、植栽	20
	フェンス、自転車置き場	10
	物置、ごみ置き場	7
農林業	サイロ(金属製)	22
	飼育場(金属製)	15
	種苗花き園芸設備、コーンスターチ製造設備	10
	飼育場(木製)、農業用機具	7

※償却資産の耐用年数は、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』により定められています。

※構造等により耐用年数が変わる場合があります。

※ここでの例示はあくまで一部となります。

(6) 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載について

申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。（共有名義の場合は、記入不要です。）

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元及び代理権確認）を実施させていただきます。下表にて必要な書類を確認してください。

なお、法人番号を記入した申告書の提出や電子申告の場合は、本人の身元確認資料の添付は不要です。

	本人による申告の場合	代理人（税理士など）による申告の場合
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ◎番号確認資料 （個人番号カード又は通知カード※、個人番号記載の住民票等） ◎身元確認資料 （個人番号カード、運転免許証等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎本人の番号確認資料 （個人番号カードの裏面の写し等） ◎代理権確認資料 （委任状、税務代理権限証書等） ◎代理人の身元確認資料 （税理士証票、運転免許証等）
郵送	<ul style="list-style-type: none"> ◎番号確認資料の写し （個人番号カード（両面）又は通知カード※、個人番号記載の住民票等の写し） ◎身元確認資料の写し （個人番号カード、運転免許証等の写し） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎本人の番号確認資料 （個人番号カードの裏面の写し等） ◎代理権確認資料 （委任状、税務代理権限証書等） ◎代理人の身元確認資料 （税理士証票や運転免許証の写し等）

※「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。この制度の主旨を御理解いただき、申告書へマイナンバーの記載をお願いいたします。

ただし、マイナンバーの記載がないことをもって、申告書を受理しないということはありません。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができなかった場合は、申告書にマイナンバーの記載がなかったものとして取り扱います。

3 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times (1 - r / 2)$ $= \text{取得価額} \times A$	$\text{前年の評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年の評価額} \times B$

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で<減価残存率表>のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で<減価残存率表>のB欄の率です。

・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』* 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率(100分の1.4)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}}$$

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。(課税標準額が150万円未満であっても、申告は必要です。)

◇計算例(概算)

① 資産ごとの評価額を算出します。

資産の名称等	取得年月	取得価額(円)	耐用年数	令和6年度 評価額 (円)	評価額の合計(円)
アスファルト舗装	R5.4	1,250,000	10	1,250,000 × 0.897 = 1,121,250	3,015,644
太陽光発電設備	R4.11	2,300,000	17	2,300,000 × 0.936 = 2,152,800 (令和5年度 評価額) 2,152,800 × 0.873 = 1,879,394	
事務用パソコン	H30.3	300,000	4	300,000 × 0.781 = 234,300 (平成31年度 評価額) ⋮ 23,372 × 0.562 = 13,135 (令和6年度 評価額) < 15,000 (取得価額の5%)	

② 評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額: 3,015,644円

※課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合

③ 1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)を乗じます

$$3,015,000 \times 0.014 = 42,210$$

※土地や家屋をお持ちの場合は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算後に、1,000円未満を切り捨て、税率を乗じます

④ 100円未満を切り捨てます 税額: 42,200円

4 その他

(1) 非課税・課税標準の特例・減免等

◇非課税となる償却資産

地方税法第348条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産がある場合には、「固定資産税非課税適用申告書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。

(例) 社会福祉法人が児童福祉施設の用に供する資産、認可保育所が保育事業の用に供する資産等

◇課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条45項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する資産がある場合は、「固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る申請書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。

(例) 公共の危害防止施設・設備、再生可能エネルギー発電設備、市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得する設備等

★詳しくは伊那市公式ホームページをご覧ください。(<https://www.inacity.jp/>)

◇固定資産税の減免が適用される償却資産

1. 地方税法第367条の規定に基づき、伊那市税条例第71条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、**所有者の減免の申請により**、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当する資産がある場合には、「市税減免申請書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。

(例) 自然災害により損傷した資産

2. 「伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例」に基づき、過疎地域(高遠地区・長谷地区)において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、**所有者の申請により**、取得から3年間固定資産税の課税免除の適用が受けられます。

対象資産	取得価額の合計額が500万円以上※の特別償却資産である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地
------	--

※ 製造業、旅館業については、資本金規模に応じて取得価額要件が異なります。適用要件、申請書類等、詳しい内容は税務課資産税係までお問い合わせください。

(2) 実地調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、電話でのご質問や資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

また、調査の結果により申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度のみでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、過年度分が追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので御留意ください。

5 申告書等の記入方法

(1-1) 償却資産申告書の記入方法

1・2 住所・氏名等を記入してください。なお、あらかじめ印刷されたものが送付された方は、住所、商号等に変更があれば、訂正のうえその旨を備考欄にご記入ください。

3 個人の方は12桁の個人番号、法人においては13桁の法人番号を記入してください。個人番号の記入は、マイナンバー法による本人確認等が必要になります。

4 事業種目は、事業内容を具体的に記入してください。事業が複数の場合は、主な事業種目を記入してください。
5 事業開始年月は、法人の場合は設立年月、個人の場合は事業開始の年月を記入してください。
6 申告事務の担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。
7 税理士等に委託している場合は、その方の氏名及び電話番号を記入してください。

提出日を記入してください。
 令和6年1月12日

令和6年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

伊那市長 殿

※所有者コード
この欄は、記入しないでください。

1 住所 〒396-0013 いなしもしんでん ばんち 伊那市下新田 3050 番地 (電話 78-●●●●)

2 氏名 株式会社 伊那機械 代表取締役 伊那 勘太郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 1234567891234

4 事業種目 工作機械製造業 (70 百万円)

5 事業開始年月 平成 18 年 4 月

6 この申告に申告する者の係及び氏名 経理課 天童 一郎 (電話 78-●●●●) 三峰会計事務所 高遠 次郎 (電話 78-●●●●)

7 税理士等の氏名

8 短縮耐用年数の承認 有 無

9 増加償却の届出 有 無

10 非課税該当資産 有 無

11 課税標準の特例 有 無

12 特別償却又は圧縮記帳 有 無

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

14 青色申告 有 無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
 ① 伊那市下新田 3050 番
 ② 伊那市荒井 9999 番地 9
 ③

16 借用資産 貸主の名称等 高遠さくらリース(株) 伊那市下新田 3050 番地 有 無

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考(添付書類等)
 償却資産の増加 (あり・なし) あり なし
 償却資産の減少 (あり・なし) あり なし
 令和5年3月1日 (株)税務機器を吸収合併 伊那市荒井 9999 番地 9 長谷三郎の家屋を使用

資産の種類	取得価額			計((イ)-(ロ)+(ハ))
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	5000000		1250000	6250000
2 機械及び装置	4700000	2500000	4200000	6400000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	7000000			7000000
6 工具、器具及び備品	1350000	300000	1000000	2050000
7 合計	18050000	2800000	6450000	21700000

申告もれや異動により、前年前の取得価額に変更がある場合は、見え消しにより修正してください。また、その資産については、種類別明細書にも記入してください。

電算処理方式により全資産申告をする場合は記入してください。

前年中に減少したもの(ロ)
種類別明細書(減少資産用)(赤色の印刷)に記入した資産の取得価額を、種類別に合計して記入してください。

前年中に取得したもの(ハ)
種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑色の印刷)に記入した資産の取得価額を、種類別に合計して記入してください。

8~14 該当する項目を○で囲んでください。

15 市内に複数の資産所在地がある場合は、それぞれの所在地を記入し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。

16 リース資産等、他者からの借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の名称、住所等を記入してください。

17 該当する項目を○で囲んでください。

18 前年度までに申告のある方は、償却資産の増加(あり・なし)、償却資産の減少(あり・なし)についてそれぞれ該当のある項目を○で囲んでください。なお、該当する資産がない場合は、「該当資産なし」と記入してください。
 次の事項に該当の場合は、その旨を記入してください。
 ◇住所、氏名等に変更があった場合
 ⇒新旧名称と変更年月日
 ◇17の借家がある場合は、その家屋の所有者
 ◇非課税や特例に該当する資産がある場合は、その適用条項と、添付した関係書類の名称

(1-2) 異動がない場合の償却資産申告書の記入方法

◇申告書1部を提出してください。もう1部は本人控えです。

提出日を記入してください。

3 個人の方は12桁の個人番号、法人においては13桁の法人番号を記入してください。個人番号の記入は、マイナンバー法による本人確認等が必要になります。

受付印	令和6年1月12日 長野県伊那市長 白鳥 孝 様	令和6年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	※所有者コード 1234567
所 1	(ふりがな) 住所 又は納税通知書送達先 396-0013 長野県伊那市下新田 3050番地	3 個人番号又は法人番号 1234567891234	8 短縮耐用年数の承認 有・ <input checked="" type="radio"/>
有 2	(ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	4 事業種目 (資本等の金額) 機械製造業 (30百万円)	9 増加償却の届出 有・ <input checked="" type="radio"/>
者	(屋号)	7 税理士等の氏名 (電話)	10 非課税該当資産 有・ <input checked="" type="radio"/>
資産の種類	取	得	価
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1 構築物	500,000		500,000
2 機械及び装置	4,700,000		4,700,000
3 船舶			
4 航空機			(ニ)
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	900,000		900,000
7 合計	6,100,000		6,100,000
	令和6年1月1日現在 評価額(ホ)	※ 決定価格(ヘ)	※ 課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶	電算処理方式により全資産申告をする場合は		
4 航空機	記入してください。		
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

(昨年の申告内容が印字されていますので、変更があった場合は二重線で訂正してください。)

「前年前に取得したもの」(イ)の数字を計(ニ)へ転記してください。

18 償却資産の増加・償却資産の減少について、それぞれ「なし」を○で囲んでください。

(1-3) 廃業・解散した場合の償却資産申告書の記入方

◇申告書1部と種類別明細書(減少資産用)を提出してください。申告書のうち、もう1部は本人控えです。

提出日を記入してください。

3 個人の方は12桁の個人番号、法人においては13桁の法人番号を記入してください。個人番号の記入は、マイナンバー法による本人確認等が必要になります。

受付印	令和6年1月12日 長野県伊那市長 白鳥 孝 様	令和6年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	※所有者コード 1234567	
1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先	396-0013 長野県伊那市下新田 3050番地	3 個人番号又は法人番号 1234567891234	8 短縮耐用年数の承認 有・ <input checked="" type="radio"/>	
2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	伊那市 〇〇株式会社 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額) 機械製造業 (30百万円)	9 増加償却の届出 有・ <input checked="" type="radio"/>	
(昨年の申告内容が印字されていますので記載事項をご確認ください。)		7 税理士等の氏名 (電話)	10 非課税該当資産 有・ <input checked="" type="radio"/>	
		13 税務会計上の償却方法 電算法・定額法 <input checked="" type="radio"/>	14 青色申告 <input checked="" type="radio"/> ・無	
資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	500,000	500,000		
2 機械及び装置	4,700,000	4,700,000		
3 船舶		(ロ)		
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	900,000	900,000		
7 合計	6,100,000	6,100,000		
資産の種類		令和6年1月1日現在 評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)
1 構築物				償却資産の増加 (あり・なし) 償却資産の減少 (あり・なし)
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

全資産を売却又は除却した場合は、「前年前に取得したもの(イ)」の数字を「前年中に減少したもの(ロ)」に転記してください。

- 18**
- ① 償却資産の減少について、「あり」を○で囲んでください。
 - ② 廃業・解散年月日を記入してください。
 - ③ 資産を売却した場合は売却先も記入してください。
 - ④ 全資産を除却した場合は「全資産除却済み」とご記入ください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

◇初めて申告をされる方・電算処理方式による申告をされる方は、令和6年1月1日現在所有している**全ての資産**を記入してください。

◇前年中に申告をされた方は、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産を記入してください。

令和6年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所有者コード
(記入不要)

増加資産・全資産
どちらかを○で囲んでください。

所有者名
所有者名を記入してください。
〇〇枚のうち△△枚目
この「償却資産明細書(増加資産・全資産用)」について、総ページ数とページ数を記入してください。

株式会社 伊那機械 1枚のうち 1枚目

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

概要
当該資産に係る特記事項として下記のような事項を記入してください。

- ◇非課税資産、課税標準の特例資産に該当する場合は、その適用条項。
(例: 特例 349 条の 3①)
- ◇他の市町村からの移動等により受け入れた資産がある場合は、移動の年月。
(例: R5.3長野工場から移動)
- ◇令和5年1月1日以前に取得した資産で申告もれがあった場合は、その旨の表示。
(例: 申告もれ)
- ◇その他、当該資産の評価額決定にあたって必要な事項。

電算処理方式による全資産申告
電算処理方式により全資産申告をする場合は記入してください。

資産の種類
資産の種類に記入する数字は下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

資産の名称等及び数量
資産の名称を20文字以内でわかりやすく記入してください。
また、その数量を記入してください。

取得年月
年号については、以下の番号となります。
3 昭和 4 平成 5 令和
年月は、資産を取得した年月を記入してください。

取得価額
その資産を取得するために支出した金額又は通常支出すべき金額(当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含みます。)を記入してください。
また、資産の種類ごとの合計額を「償却資産申告書」の「前年中に取得したもの」に記入してください。

耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。

旧耐用年数
平成20年1月1日以前に取得した申告もれの資産等で、平成20年度耐用年数表の改正により、耐用年数が変更したのものについて、改正前の耐用年数を記入してください。

種類別明細書の様式が不足した場合は、伊那市公式ホームページから様式をダウンロード・印刷していただくことができます。
書類での様式が必要な場合は、お手数ですが担当までご連絡ください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入方法

◇令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産について記入してください。

令和6年度

所有者コード (記入不要)

種類別明細書（減少資産用）

所有者名 株式会社 伊那機械

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分				摘要		
					年	月			1売却	2減失	3移動	4その他		1全部	2一部
01	2	123456	製本用機材	1	3	559	90000	7	1	2	3	4	1	2	
02	2	234567	食肉スライサー	1	4	31	160000	10	1	2	3	4	1	2	R5.6 長野工場へ移動
03	6	345678	事務用パソコン	2	4	2110	30000	4	1	2	3	4	1	2	R5.2 10台のうち2台を伊那商事㈱に売却
04									1	2	3	4	1	2	
05									1	2	3	4	1	2	
06									1	2	3	4	1	2	
07									1	2	3	4	1	2	
19									1	2	3	4	1	2	
20									1	2	3	4	1	2	
小計				4			280000								

所有者名
所有者名を記入してください。
〇〇枚のうち△△枚目
この「償却資産明細書（減少資産用）」について、総ページ数とページ数を記入してください。

摘要
当該資産の減少の事由について、特記事項として下記のような事項を記入してください。
◇資産の全部が減少した場合
売却先や移動先等、具体的な減少内容を記入してください。
◇資産の一部が減少した場合
内容の内訳等、具体的な減少内容を記入してください。
(例: 10台のうち2台を伊那商事㈱に売却等)

資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・耐用年数
同封の「種類別明細書」（黒色の印刷）より、転記してください。
抹消コードは、明細書の資産コードのことです。

減少の事由
減少の事由について、該当する「1」から「4」までの番号を○で囲んでください。
区分
◇資産の全部が減少した場合は、「1」を○で囲んでください。
◇資産の一部が減少した場合は、「2」を○で囲んでください。

取得価額
同封の「種類別明細書」（黒色の印刷）より、転記してください。
資産の種類ごとの合計額を「償却資産申告書」の「前年中に減少したものに記入してください。
一部減少の場合は、減少した分の取得価額等を記入してください。

※注意(国税との違い)
耐用年数が過ぎた償却済資産であっても、現に事業の用に供している場合や、いつでも事業の用に供することができる状態である資産は、減少資産とはなりません。

<p>提出先 及び 問い合わせ先</p>	<p> 伊那市役所 市民生活部 税務課資産税係 償却資産担当</p> <p>〒396-8617 長野県伊那市新田 3050 番地 TEL 0265-78-4111 (代表) 内線 2241・2242・2243・2244</p>
------------------------------	--